

観光客数 (単位:千人)

	平成5年	平成10年	平成15年		平成5年	平成10年	平成15年
箱根町	21,025	19,396	19,328	湯河原町	6,748	5,200	5,797
宿泊客数	5,268	5,104	4,624	宿泊客数	1,150	1,016	912
日帰り客数	15,757	14,292	14,704	日帰り客数	5,598	4,184	4,885
真鶴町	2,086	1,091	989	小田原市	4,924	3,963	4,462
宿泊客数	98	76	74	宿泊客数	217	157	268
日帰り客数	1,988	1,015	915	日帰り客数	4,707	3,806	4,194

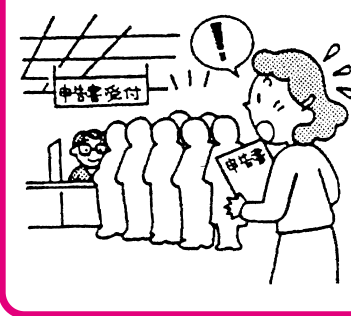
今月号は、観光客数について近隣市町と比較してみました。

最終回
市町村合併について考えよう
 ~ 近隣市町村との比較 ~
 照会先 企画課 ☎5-9560

このシリーズでは、昨年度の市町村合併に係る基本事項の説明に引き続き、今年度は、9回にわたり、近隣市町と箱根町を比較し、町がどのような状況にあるかを掲載してきました。
 現在、町の財政状況は、町税収入が減少し、財政再建プランを基に、収入の確保や経費の削減を図っています。
 一方、国や県では、各種行政事務の権限を市町村に移譲してきており、市町村では、対応が困難となる場合も出ています。
 こうした中で、現行合併特例法は、平成17年3月31日で期限が切れ(3月31日までに県へ合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併した場合は現行法を適用)、4月1日から新法が施行されます。
 市町村合併は、10年、20年先の自分たちのまちの姿を考えていくうえで、今後も浮上していく手法の一つであると考えます。
 地方自治体の主体性、自立性が求められている現在、皆さんと行政が協働したまちづくりを推進し、町の将来を真剣に考え、いく必要があると思います。

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、排気量125cc以下の原動機付自転車(原付バイク)、125ccを超える二輪車、四輪の軽自動車などを所有している人が、その保管場所のある市町村から課税されます。
 軽自動車などを廃車・名義変更したとき、または町外に転出してその保管場所が変更になったときは、それぞれの届出先で必ず手続きを行ってください。手続きをしないと、車両がなくても課税されます。
 手続きに関する詳しい内容については、各届出先にお問い合わせください。

町県民税 所得税の申告は正しくお早めに
 確定申告の期限は3月15日(火)です。
 3月10日を過ぎますと大変込み合いますので、お早めに申告してください。



課税台帳の閲覧
 固定資産税は1月1日現在で台帳に登録されている価格により課税します。
 昨年中に土地・家屋の売買、土地の地目変更・分合筆、家屋の新増築・滅失などをした方は課税台帳を閲覧して内容を確認してください。

縦覧・閲覧できる方
 納税義務者本人と同居の親族です。それ以外の方は委任状が必要で、また、借地人、借家人などの関係者は、契約書が必要で、窓口に来る方は、運転免許証やパスポートなど本人であることが確認できる写真付きの書面を持参してください。
期間
 ●縦覧 4月1日(金)~5月31日(火)
 ●閲覧 4月1日(金)から(土曜、日曜、休、祝日は除きます)
時間 8時30分~17時
場所 役場本庁税務課
 また、納税者の方に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくため、評価額の基礎となる路線価を4月1日(金)から常時公開します。
 照会先 税務課 ☎5-77750

あなたの資産 お確かめください

- 縦覧帳簿の縦覧
- 課税台帳の閲覧
- 路線価の公開

西さがみ連邦共和国 「かいらんくん」参加団体募集

西さがみ連邦共和国(小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町)では、西さがみ連邦共和国圏内で活動している団体の活動紹介やさまざまな情報を、インターネットで発信する「かいらんくん」を実施しています。
 平成17年4月から、この「かいらんくん」への参加を希望する団体を募集します。

募集団体
 町内で地域活動(非営利活動)している団体1団体(自治会、子ども会、小・中学校のPTA、青年会、地域のスポーツクラブなど)
掲載期間
 平成17年4月1日から2年間
応募方法
 申込書を、郵送、FAXまたは電子メールで3月22日(火)までに送ってください。
 なお、申込書は、企画課、出張所、総合保健福祉センター「さくら館」、老人福祉センターやまなみ荘、社会教育センターにあります。また、ホームページからダウンロードすることもできます。
 申込・照会先 〒250-0398 企画部企画課
 ☎5-9572 FAX5-7577
 Email web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

「かいらんくん」ホームページ
<http://www.kairan.jp/>
 申込書ダウンロード
http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/saiyuukibosyuu.htm



箱根駅伝写真パネル贈呈

1月2日・3日に行われた第81回箱根駅伝で、5区・6区を力走した19大学と関東学連選抜の40人の選手の写真パネルの贈呈式が、2月10日(木)、東京・岸記念体育館において行われ、町長から関東学生陸上競技連盟へ手渡されました。
 今回の贈呈式には、総合優勝した駒澤大学の5区走者村上和

春さん(写真中央)が同席し、自身の勇姿が納まったパネルを手にして、箱根駅伝4連覇の喜びをあらためてかみしめていました。
 このパネルは、箱根を走ったよき思い出になるように、第61回大会から毎年贈呈しているもので、選手の皆さんには大変喜ばれています。



原付バイク・四輪の軽自動車などの廃車・名義変更は届け出を



車種別届出先一覧

車種	届出先
排気量125cc以下の原動機付自転車 小型特殊自動車	税務課税制班 ☎5-7750
排気量125ccを超える二輪車	湘南自動車検査登録事務所 ☎0463-54-8908
三輪・四輪の軽自動車(排気量660cc以下)	軽自動車検査協会湘南支所 ☎0463-54-8825

4月1日から里道・水路(旧法定外公共物)の管理者が変わります
 地方分権推進計画に基づき、4月1日以降、道路・水路としての機能を喪失した法定外公共物については、財務局(横浜財務事務所)において直接管理・処分することとなり、道路・水路としての機能を有している法定外公共物については、町の管理となります。
 この財産管理の変更に伴い、道路・水路としての機能を喪失した法定外公共物にかかる境界確定業務や売却申請などは、直接財務局(横浜財務事務所)で行うこととなります。
 法定外公共物とは、道路法、河川法などの適用または準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして、「里道」「水路」があります。これら法定外公共物のうち機能を喪失しているものについては、4月1日以降各財務局に引き継がれることになりました。
照会先
 地域整備課
 ☎5-7160
 関東財務局横浜財務事務所
 管財課
 ☎045-681-0934